

解散

R6.(2.31)



収支報告書

会計	繰越	検算	転記		
(7/1)	(7/1)	(1/1)		○	

令和6年分
開催分

(ふりがな)

こうめいとうしゅうぎいんひれいくちゅうごくだいさんそうしふ

1 政治団体の名称 公明党衆議院比例区中国第3総支部

2 主たる事務所の所在地 広島市中区土橋町2-18

ダイアパレス土橋1001号

3 代表者の氏名 (姓) (名)
日下 正喜

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
木口 勇二

事務担当者の氏名

(姓) (名)
濱岡 貴史

(電話) 082-942-0275

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- | | |
|---|---|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| ☒ 政党の支部 | の規定による政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☐ その他の政治団体 |
| | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|--|--------------------------------------|
| ☒ 2以上の都道府県の区域等 | ☐ 同一の都道府県の区域内 |
|--|--------------------------------------|

資金管理団体の指定の有無

- | |
|---------------------------------------|
| ☐ 有 |
| ☒ 無 |
| 公職の種類
(現職・候補者の別) |

資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|--|
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第2号に係る国会議員関係政治団体 |

公職の候補者の氏名 (姓) (名)
日下 正喜

公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者の別) (現職)

公職の候補者の氏名 (2人目) (姓) (名)

公職の種類
(現職・候補者の別)

公職の候補者の氏名 (3人目) (姓) (名)

公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

令和6年1月1日 から
令和6年12月31日 まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	7,297,950
(前年からの繰越額)	485,849
(本年の収入額)	6,812,101
支 出 総 額	7,297,950
翌年への繰越額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	907	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	907	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	907	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入					
行番号	交付金を供与した本部 又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	公明党本部	3,240,000	R6/1/26	東京都新宿区南元町17	
2	公明党本部	3,240,000	R6/7/26	東京都新宿区南元町17	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	こ の 頁 の 小 計	6,480,000			
	合 計	6,480,000			

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1	金銭以外による寄付相当額	120,000	令和6年6月30日 日下正喜後援会
2	金銭以外による寄付相当額	100,000	令和6年11月30日 日下正喜後援会
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計	220,000	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	111,194	
	合 計	331,194	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 寄 附	907				
	合 計	907				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	2,080,987	0	
(2) 光 熱 水 費	80,310	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	485,969	0	
(4) 事 務 所 費	3,258,754	0	
小 計	5,906,020	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	860,735	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	37,680	37,680	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	220,000	0	
(6) そ の 他 の 経 費	273,515	0	
小 計	1,391,930	37,680	
合 計	7,297,950		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	80,310				
	合 計	80,310				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	ガソリン代	13,043	R6/1/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号 NTTデータ伏見ビル別館	
2	ガソリン代	18,245	R6/2/19	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号 NTTデータ伏見ビル別館	
3	ガソリン代	15,304	R6/3/18	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号 NTTデータ伏見ビル別館	
4	ガソリン代	14,890	R6/4/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号 NTTデータ伏見ビル別館	
5	ガソリン代	21,230	R6/5/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号 NTTデータ伏見ビル別館	
6	ガソリン代	17,940	R6/6/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号 NTTデータ伏見ビル別館	
7	ガソリン代	23,195	R6/7/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号 NTTデータ伏見ビル別館	
8	ガソリン代	18,533	R6/8/19	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号 NTTデータ伏見ビル別館	
9	ガソリン代	27,023	R6/9/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号 NTTデータ伏見ビル別館	
10	ガソリン代	30,509	R6/10/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号 NTTデータ伏見ビル別館	
11	ガソリン代	57,345	R6/11/18	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号 NTTデータ伏見ビル別館	
12	ガソリン代	51,374	R6/12/18	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号 NTTデータ伏見ビル別館	
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	308,631				
	そ の 他 の 支 出	177,338				
	合 計	485,969				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	源泉所得税及復興特別所得税（山崎税理士）	23,546	R6/1/17	広島西税務署	広島市西区観音新町1丁目17-3	
2	CX-5リース料	53,460	R6/1/25	株式会社ヒロマツリース	広島市中区幟町13番4号	
3	自動車保険料	11,480	R6/1/26	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	
4	賃料（2月分）	30,800	R6/1/26	株式会社岡野パーキング平和公園	広島市中区土橋町1-18	
5	家賃（2月分）	74,800	R6/1/26	株式会社光花	広島市中区土橋町2番43号	
6	Sansanサービス代	184,800	R6/2/9	Sansan株式会社	東京都渋谷区神宮前5-52-2青山オーパルビル13F	
7	CX-5リース料	53,460	R6/2/22	株式会社ヒロマツリース	広島市中区幟町13番4号	
8	賃料（3月分）	30,800	R6/2/26	株式会社岡野パーキング平和公園	広島市中区土橋町1-18	
9	家賃（3月分）	74,800	R6/2/26	株式会社光花	広島市中区土橋町2番43号	
10	自動車保険料	11,480	R6/2/26	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	
11	CX-5リース料	53,460	R6/3/25	株式会社ヒロマツリース	広島市中区幟町13番4号	
12	賃料（4月分）	30,800	R6/3/25	株式会社岡野パーキング平和公園	広島市中区土橋町1-18	
13	家賃（4月分）	74,800	R6/3/25	株式会社光花	広島市中区土橋町2番43号	
14	自動車保険料	11,480	R6/3/26	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	
15	一年点検	28,820	R6/4/5	株式会社広島マツダ宇品本店	広島市南区宇品東5-3-67	
16	家賃（5月分）	74,800	R6/4/23	株式会社光花	広島市中区土橋町2番43号	
17	CX-5リース料	53,460	R6/4/25	株式会社ヒロマツリース	広島市中区幟町13番4号	
18	NHK受信料	11,310	R6/4/25	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
19	自動車保険料	11,480	R6/4/26	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
20	CX-5リース料	53,460	R6/5/24	株式会社ヒロマツリース	広島市中区幟町13番4号	
21	自動車保険料	10,260	R6/5/27	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	
22	家賃(6月分)	74,800	R6/5/28	株式会社光花	広島市中区土橋町2番43号	
23	駐車場契約費用、賃料(6月分)	70,400	R6/5/29	クインホーム株式会社	広島市西区己斐本町1-15-12	
24	CX-5リース料	53,460	R6/6/25	株式会社ヒロマツリース	広島市中区幟町13番4号	
25	家賃(7月分)	74,800	R6/6/25	株式会社光花	広島市中区土橋町2番43号	
26	賃料(7月分)	22,000	R6/6/25	己斐商事株式会社	広島市西区己斐本町1-15-12	
27	自動車保険料	10,260	R6/6/26	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	
28	CX-5リース料	53,460	R6/7/25	株式会社ヒロマツリース	広島市中区幟町13番4号	
29	自動車保険料	10,260	R6/7/26	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	
30	家賃(8月分)	74,800	R6/7/26	株式会社光花	広島市中区土橋町2番43号	
31	賃料(8月分)	24,200	R6/7/26	己斐商事株式会社	広島市西区己斐本町1-15-12	
32	CX-5リース料	53,460	R6/8/23	株式会社ヒロマツリース	広島市中区幟町13番4号	
33	自動車保険料	10,260	R6/8/26	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	
34	家賃(9月分)	74,800	R6/8/26	株式会社光花	広島市中区土橋町2番43号	
35	賃料(9月分)	24,200	R6/8/26	己斐商事株式会社	広島市西区己斐本町1-15-12	
36	CX-5リース料	53,460	R6/9/25	株式会社ヒロマツリース	広島市中区幟町13番4号	
37	家賃(10月分)	74,800	R6/9/25	株式会社光花	広島市中区土橋町2番43号	
38	賃料(10月分)	24,200	R6/9/25	己斐商事株式会社	広島市西区己斐本町1-15-12	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
39	自動車保険料	10,260	R6/9/26	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	
40	CX-5リース料	53,460	R6/10/25	株式会社ヒロマツリース	広島市中区幟町13番4号	
41	家賃(11月分)	74,800	R6/10/25	株式会社光花	広島市中区土橋町2番43号	
42	賃料(11月分)	24,200	R6/10/25	己斐商事株式会社	広島市西区己斐本町1-15-12	
43	自動車保険料	10,260	R6/10/28	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	
44	政治資金監査報酬(令和5年分)	211,761	R6/11/15	税理士 山崎健一	山口県下関市熊野西町6-5	
45	CX-5リース料	53,460	R6/11/25	株式会社ヒロマツリース	広島市中区幟町13番4号	
46	賃料(12月分)	24,200	R6/11/25	己斐商事株式会社	広島市西区己斐本町1-15-12	
47	自動車保険料	10,260	R6/11/26	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	
48	CX-5中途解約料	517,220	R6/12/6	株式会社ヒロマツリース	広島市中区幟町13番4号	
49	源泉所得税及復興特別所得税(山崎税理士令和6年)	22,462	R6/12/17	広島西税務署	広島市西区観音新町1丁目17-3	
50	電話代	11,518	R6/12/23	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1丁目2番70号	
51	政治資金監査報酬	197,538	R6/12/23	税理士 山崎健一	山口県下関市熊野西町6-5	
52	CX-5リース料	53,460	R6/12/25	株式会社ヒロマツリース	広島市中区幟町13番4号	
53	自動車保険料	10,260	R6/12/26	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	
54						
その他の支出		226,459				
合 計		3,258,754				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	組織活動費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	ETC代	28,700	R6/1/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号	
2	ETC代	10,870	R6/2/19	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号	
3	ETC代	16,700	R6/3/18	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号	
4	ETC代	13,360	R6/4/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号	
5	ETC代	23,570	R6/5/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号	
6	ETC代	22,510	R6/6/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号	
7	JR乗車券	60,500	R6/6/27	株式会社JTB国会店内	東京都千代田区永田町2-2-1	
8	ETC代	20,470	R6/7/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号	
9	ホームページ作業料金	18,700	R6/7/30	株式会社ページ・ワン	広島市西区楠木町1丁目8-3第三弘億ビル501号	
10	宿泊代	10,200	R6/8/18	スマイルホテル米子	鳥取県米子市西福原1-1-55	
11	ETC代	25,610	R6/8/19	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号	
12	会費(宮沢洋一君を励ます会)	20,000	R6/8/27	自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	広島市中区鉄砲町8-24にしたやビル401号室	
13	ETC代	25,150	R6/9/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号	
14	ETC代	18,410	R6/10/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号	
15	宿泊代	11,150	R6/10/23	株式会社ダイヤモンドソサエティ	大阪府大阪市中央区粉川町2-9	
	こ の 頁 の 小 計	325,900				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
16	宿泊代	26,697	R6/10/23	Agoda International Japan株 式会社	東京都渋谷区恵比寿南1-7-8 恵 比寿サウスワン8階	
17	レンタカー代	123,200	R6/10/27	バジェットレンタカー	広島市中区十日市町1-1-14	
18	乗車券	17,990	R6/10/28	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝田2丁目4番24号	
19	ETC代	33,000	R6/11/18	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号	
20	ETC代	85,750	R6/12/17	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁目17番21号	
21						
	こ の 頁 の 小 計	286,637				
	そ の 他 の 支 出	248,198				
	合 計	860,735				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
					調査研究費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	月刊公明	37,680	R6/6/19	公明出版サービス	東京都新宿区南元町17	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	37,680				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	37,680				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	寄付・交付金	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	事務所無償提供分	120,000	R6/6/30	日下正喜後援会	広島市中区土橋町2番43号光花ビル406号	
2	事務所無償提供分	100,000	R6/11/30	日下正喜後援会	広島市中区土橋町2番43号光花ビル406号	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
こ の 頁 の 小 計		220,000				
そ の 他 の 支 出		0				
合 計		220,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		9. その他の経費	
					その他の経費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	借入金の返却	273,515	R6/2/13	目下正喜	広島市中区土橋町1-5-502	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
こ の 頁 の 小 計		273,515				
そ の 他 の 支 出		0				
合 計		273,515				

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

行番号	支 出 項 目	金 額	年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
1	調査研究費	37,680	R6/6/19	公明出版サービス	東京都新宿区南元町17	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	37,680				
	合 計	37,680				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 債 権 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 1月 18日

政治団体の名称 公明党衆議院比例区中国第3総支部

会計責任者の氏名 木口 勇二



代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）

日下 正喜



政治資金監査報告書

令和7年1月17日

公明党衆議院比例区中国第3総支部

代表 日下 正喜 殿

登録政治資金監査人 山崎 健一
登録番号 第4708号
研修修了年月日 平成26年10月10日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、公明党衆議院比例区中国第3総支部の令和6年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、解散により政治資金監査を実施する時点において公明党衆議院比例区中国第3総支部の主たる事務所が存在しなくなったことから、登録政治資金監査人の事務所（山口県下関市熊野西町6番5号）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

公明党衆議院比例区中国第3総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上